

市では、企業の働き方改革やSDGsに関する取り組みを認定・登録する制度を新設しました。

認定・登録を受けた企業には、市が企業の魅力として、市内外に広く情報発信を行うなど、人材確保や企業価値の向上に向けた支援を積極的に行いますので、ぜひご利用ください。

新居浜市働き方改革

推進企業認定制度

若者、女性、高齢者、障がい者、外国人など、誰もが働きやすく、活躍できる職場づくりを目指して、ワーク・ライフ・バランス、多様な働き方の推進、健康経営などの取り組みを行う企業を認定します。認定企業には、さらなる働き方改革に挑戦していただくため、働き方改革奨励金10万円を支給します。

新居浜市SDGs

推進企業登録制度

SDGs[※]の達成に向けて、「環境」「社会」「経済」の3つの側面に係る取り組みを意欲的に実施する企業を登録します。※SDGsとは 国際連合で採択された、国際社会が2030年までに持続可能な社会を実現するための17の開発目標 (Sustainable Development Goals) のことです。

認定・登録企業のメリット

▼企業の働きやすい職場づくりやSDGs達成に向けた取り組みを紹介するWebサイトを開設します

▼認定証または登録証を交付する式典を開催し、企業の取り組みを広く発信する機会を創出します

▼認定や登録を受けた企業が使用できるロゴマークを制作しますので、ホームページやパンフレット、名刺などに活用できます

▼就職先やインターンシップ先の参考にしてもらうため、「高校生・大学生向けの企業ガイドブック」を作成します

※申請方法や認定・登録要件などの詳細については、産業振興課HPをご覧ください。

※問い合わせ 産業振興課

☎ 65-1260



新型コロナウイルス感染症拡大に伴う中小企業支援 第2弾

新型コロナウイルス感染症拡大により、事業収入（売上）が50%以上減少している全業種の事業者を対象に、「新居浜市中小企業者等応援給付金」を支給します。ぜひご利用ください。

産業振興課 ☎ 65-1260 ☎ 65-1561

<対象者>

- ①市内に事業所、店舗を構える事業者であること
 - ・法人の場合、新居浜市に本店を有していること
 - ・個人事業主の場合、新居浜市に住民登録を有していること
 - ②令和2年4月13日時点で、市内で事業を営んでおり、今後も事業を継続する意思があること
 - ③新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月から9月までのうち、いずれかの月の事業収入（売上）が前年同月比で50%以上減少していること
 - ④令和元年の年間事業収入が120万円以上であること
 - ⑤市税などの滞納がないこと
- ※創業者に関する特例もあります
※飲食業者支援事業補助金の支給を受けた人は対象外となります

<給付額>

1事業者当たり10万円

<申請方法>

申請書に、必要書類（確定申告書の写し、事業収入が減少していることが確認できる書類など）を添えて、郵送にて申請してください

※申請書の入手方法は、市HPからダウンロードするか、郵送しますので、お問い合わせください

<申請期間>

6月15日～11月30日（当日消印有効）

<郵送先>

〒792-8585 一宮町1-5-1 産業振興課内
緊急経済対策グループ



応援給付金について